

議案第十五号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部改正に
ついて

別紙のとおり議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改
正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の
規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十三年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾参年参月露式日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



議会の議員その他非常勤の議員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の議員の公務災害補償に関する条例（昭和四十二年三訂市条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「認定される」を「認められる」に改める。

第十二条第三号中「若しくは」を「又は」に改める。

第十四条第一項中「次の場合」を「次に掲げる場合」に改め、同条第三項中「それ」を削る。

附則第三条第二項各号中「一時金が支給された月の翌月」を「一時金が支給された月後最初の遺族補償年金の支払期月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年十二月一日から適用する。